

第300回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年6月11日(火) 14:00～15:20

2. 通知年月日 令和6年5月29日(水)

3. 公示年月日 令和6年6月 4日(火)

4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号

県庁 3階 321会議室

5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、岡部委員、
菊地委員、松尾委員、小林委員、浅川委員、岡村委員、
山外委員、五島委員、松下委員

(事務局) 松尾事務局長、馬場事務局次長、丸田課長補佐、
荒井係長、本多書記、原書記

(長崎県) 漁業振興課 村瀬企画監、漁業調整担当 木村主任技師

6. 議 題

第1号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定
について(諮問)」

第2号議案 「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に
定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」

その他 (1) 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の
変更について(報告)

(2) 令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について
(報告)

(3) 令和6管理年度におけるさんまの知事管理漁獲可能量の目安数量の変
更について(報告)

7. 議 事

(開 会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第300回長崎県南部海区漁業調整委
員会を開催いたします。

まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご承知のとおり、去る5月16日、村田委員がお亡くなりになりました。会
長名のおくやみの電報と、生花のお供えの対応をさせていただきましたが、こ
こで改めて哀悼の意を込めて黙とうをささげたいと思います。皆様ご起立の上
よりお願いいたします。事務局より合図をお願いします。

事務局

黙とう (1分間)

	お直りください。
会 長	ありがとうございました。ご着席ください。 (会長挨拶) それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。
事務局	本日は、中澤委員が欠席されており、13名の委員の出席となっております。 出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 また、本日は漁業振興課から村瀬企画監と、漁業振興課漁業調整担当の木村主任技師が出席していますので紹介します。
会 長	これより議事に入ります。 本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。 本日の議事録署名人は、「野田委員」と「松下委員」にお願いします。 今回の議題は、お手元の資料のとおり、 ○ 第1号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」 ○ 第2号議案 「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」 ○ その他 (1)「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」 (2)「令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)」 (3)「令和6管理年度におけるさんまの知事管理漁獲可能量の目安数量の変更について(報告)」 となっております。
会 長	それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。 なおその他の(1)で報告を受けることになっている「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更」についても関連があることから、合わせて説明を求めたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
会 長 事務局	それでは事務局の説明を求めます。 第1号議案について、お手元の資料の5ページをご覧ください。県から諮問

文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

お手元の資料の次の6ページから13ページまでが第1号議案の令和6管理年度分の知事管理漁獲可能量の設定について、また、39ページから44ページまでがその他の報告で説明いたします令和5管理年度の関連資料となっております、担当者から説明いたします。

漁業振興
課（本
多）

（資料説明）

第1号議案について

・第1号議案は7月1日からの令和6管理年度の「まさば及びごまさば」の知事管理漁獲可能量を定めようとするもの。

・長崎県知事管理漁獲可能量（案）「1. 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項」について、国から本県への割当数量は、令和6年の「まさば及びごまさば」は35,500トン（令和5年比9,900トン増）。大臣管理と知事管理漁獲量全体に占める本県の配分シェアは20.14%。

・「2. 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項」は、県に配分された数量を県の資源管理方針に基づき知事管理漁獲可能量として、「まさば及びごまさば」の、中型まき網漁業は35,500トン、定置網等その他の漁業は努力量管理として「現行水準」。

・当初配分時点で、令和6年の留保の数量は1,800トン。ただし数量明示関係者間の融通等により変動の可能性あり。

・中型まき網漁業への配分量（32,800トン）は、県配分数量から留保1,800トンを控除し、直近3カ年の本県漁獲量に占める中型まき網のシェア（平均97.07%）を乗じて算出。

報告事項（1）について

・1号議案に関連のある「まさば及びごまさば」の令和5管理年度の知事管理可能量の追加配分について説明。

・今漁期はこれまでに6回の変更。

・令和5管理年度のさば類のTACの消化状況の高まりを受け、数量明示を受けた関係県と協議し、本県と島根県に対して鹿児島県から融通。本県は1,800トンの融通を受け本県のTAC数量は合計38,500トン。

・中型まき網漁業へは県まき網漁協と協議し200トンを追加配分し、36,000トン。残りの1,600トンについては、県留保枠として設定。

・県留保1,600トンについては、全国的な消化状況の高まりに対応し、

	本県の消化状況に余裕があるようであれば、他県への融通を検討。 ・残り1か月を切ったが、県間融通等の動きがあった場合は次回委員会で報告する。
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。
松下委員	説明ありがとうございました。まさばの基本シェアをもう一度説明お願いします。
漁業振興課（本多）	本県のサバ類が属しているのが、まさば対馬暖流系群ごまさば東シナ海系群になっておりますが、この中でだいたい石川県から鹿児島県ぐらいまでが入っておりますが、その中で本県が占める漁獲割合が20.14%を示しております。
松下委員	それってどこを見れば分かるんですか。資料10頁の知事管理分を見ると石川から鹿児島県までの数量が書かれていますが、どう見ても4割ぐらいいきそうなんです。
漁業振興課（本多）	数量明示を受けた県は、この石川、島根、山口、長崎、鹿児島となりますが、この系群に属しているのが、注記と書かれている右側の欄の秋田とか山形とか新潟だとかその他の県も含まれておりまして、この関係県全てを足した時のシェアが長崎が20.14%ということになります。
岡部委員	その回答で間違いのないの。大臣管理分も入るのでは。
漁業振興課（本多）	確認をさせていただいてよろしいでしょうか。
松下委員	割合の数字を出されるのであれば、分かるようにきちんと書いておいてください。
漁業振興課（本多）	失礼しました。確認しましたところ私の認識違いで、大臣管理分の大中型まき網漁業の分も入ってるとのことでした。全体で213,900トンとなりますがこちらから留保を引いて、その中で長崎県の割合が20.14%ということでした。大変失礼いたしました。また、基本シェアについての考え方について分かりにくいところがありましたので次回の資料から工夫をしたいと思います。
漁業振興課村瀬企画監	補足でよろしいでしょうか。基本シェアについては3年に一度見直しがされておりまして、今回は令和2年から4年の漁獲実績を使ってシェアを出しているということを補足させていただきます。
会 長	他にご意見等ございませんか。
全委員	（意見等なし）

会 長	他にご意見等もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
全委員	（異議なし）
会 長	ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定しました。 続きまして、第2号議案 「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」を上程します。 なお、本議案についてもその他（2）で報告を受けることになっている「令和5管理年度（第9管理期間）におけるくろまぐろの漁獲実績等について」も関連があることから、合わせて説明を求めたいと思いますがいかがでしょうか。
全委員	（異議なし）
会 長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	第2号議案について、お手元の資料の15ページをご覧ください。県から協議文がまいっておりますので、朗読させていただきます。 （諮問文朗読） お手元の資料の次の16ページから38ページまでが第2号議案の変更協議の内容について、また、45ページから54ページまでがその他の報告で説明いたします令和5管理年度の漁獲実績資料となっております。担当者から説明いたします。
漁業振興課（荒井）	（資料説明） ○令和5管理年度（第9管理期間）におけるくろまぐろの漁獲実績等について、以下を報告。 ・第9管理期間の漁獲実績 （小型魚）割当量 872.1トンに対し、実績 834.6トン（消化率 95.7%） （大型魚）割当量 196.9トンに対し、実績 155.3トン（消化率 78.9%） ・海区内の漁業種類間及び海区間の割当量の融通 ・枠内先取り方式（オリンピック）の実施結果 ・他の都道府県及び大臣管理漁業との割当量の融通結果など ○第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4に定める「くろまぐろ」の変更について」 令和6管理年度（第9管理期間）における「くろまぐろ」の管理について、5月開催の海区漁協長会会長会での合意に基づいた、変更箇所を

	説明。 ・大型魚の追加配分について、直近（令和2～4年度）のシェアを1/4取り入れ、残り3/4は従来どおりの追加配分シェアとする（小型魚については従来通りで変更なし）。
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。
吉本委員	7海区会長会に出席し、議論があったのが、小型魚について再放流をしなければならない一番小さいサイズは何キロか、という話。何キロ未満だと再放流したほうが良いのではないか。サイズを上げた方がいいんじゃないか。といった話は出てましたよね。
漁業振興課村瀬企画監	6月7日に開催された海区会長で今のお話はありました。今長崎県の計画においては、1.5キロ未満は再放流しようということになっています。そういった中で、枠内先取り方式（通称オリンピック）、今年2月に行われましたが、今回は2週間ぐらいで終了してしまいました。ということは小さいサイズが大量に市場に揚げたために価格の低下を引き起こしてしまっている、ということである組合長から「1.5キロを2キロにしましょう」という提案がありました。その提案があった中で他の組合長たちからも同意するような意見がありました。私たちの中でも、小さいまぐろをたくさん獲って価格を減らすよりも、我慢してちょっとでも大きくしてから獲る方が価格も上がるのではとの思いもありますので、まず対馬、壱岐、五島、県北とまわってどういったレベルで管理されているのか、計画では1.5キロ未満としています、ある五島の組合では2キロで自主的に管理している組合もありますので、まず実態を把握しながらどこまでもっていけるのか検討したいと考えているところです。
吉本委員	資源管理の基本だと思っているんで、そういったサイズを決めることは。そこはもう少し練った方がいいんじゃないですか。
漁業振興課村瀬企画監	はい、ありがとうございます。
会 長	他にご意見等ございませんか。
全委員	（意見等なし）
会 長	他にご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」については、協議原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
全委員	（異議なし）
会 長	ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協

議)」については、協議原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定しました。

次にその他の件とします。

「(1)」、「(2)」は先ほど説明を受けましたので、「(3)令和6管理年度におけるさんまの知事管理漁獲可能量の目安数量の変更について」報告をお願いします。

漁業振興
課（本
多）

（資料説明）

○さんまの令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の変更について報告。

・NPFC第8回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、国全体のTACが118,131トンから110,911トンへ変更。

・これに伴い、本県（現行水準管理）の目安数量が213トンから200トンへ変更。

会 長

ただ今の報告に、質問、意見等はありませんか。

各委員

（特に無し）

会 長

無ければ、そのほか委員の皆様から何かありませんか。

各委員

（特に無し）

会 長

事務局から何かありませんか。

事務局

次回は8月開催を予定しております。改めて日程調整させていただきますのでよろしくお願いします。

会 長

それでは、これもちまして、第300回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉 会 15:20>